『第三身分とは何か』第5章における 「国民」と「憲法」

駿河昌樹

- 1 『第三身分とは何か Qu'est-ce que le tiers-état ?』第5章
- 2 国民 nation
- 3 政治社会 société politique の三段階モデル
- 4 個人意思 volontés individuelles
- 5 共通意思 volonté commune (現実共通意思 volonté commune réelle)
- 6 代表共通意思 volonté commune représentative
- 7 憲法 constitution
- 8 憲法制定権力 pouvoir constituant
- 9 国民の脆弱性

1 『第三身分とは何か Qu'est-ce que le tiers-état?』第5章

もし、スィエス Sieyès⁽¹⁾ が丸山真男の「国民」概念を読んだら、即座 に全否定したことだろう。

丸山真男は、『国民主義の「前期的」形成』をこう始めている。

「国民とは国民たろうとするものである、といわれる。単に一つの国家的共同体に所属し、共通の政治的制度を上に戴いているという客観的事実は未だ以て近代的意味に於ける『国民』を成立せしめるには足らない。そこにあるのはたかだか人民乃至は国家所属員であって『国民(nation)』ではない。それが『国民』となるためには、そうした共属性が彼等自らによ

って積極的に意欲され、或は少くも望ましきものとして意識されていなければならぬ。換言すれば一定の集団の成員が他の国民と区別されたる特定の国民として相互の共通の特性を意識し、多少ともその一体性を守り立てて行こうとする意欲を持つ限りに於て、はじめてそこに『国民』の存在を語ることが出来るのである。[2]。

スィエスとは、もちろん、フランス革命を理論的に推進し、アメリカ諸州の憲法に次いで、世界初の立憲主義的成文憲法である1791年フランス憲法を実質的に成立させた中心人物のひとり、エマニュエル=ジョゼフ・スィエス Emmanuel-Joseph Sievès のことである。

スィエスは国民 nation をこのように定義している。

「かなりの数と見なしうるだけの人数の孤立した個人たちがいるものとし、彼らは結びつきを望んでいるものとしよう。この事実だけで、彼らはすでに国民を形成している。彼らは国民としてのあらゆる権利を持っており、後はそれらを行使するだけのことである |⁽³⁾。

丸山に比べれば、はるかに緩い定義である。スィエスから見れば、丸山による「国民」の定義は、一国内の特定の思想集団や党派を意味する特殊なものと見えたかもしれない。

この定義は『第三身分とは何か Qu'est-ce que le tiers-état?』の第5章に現われる。現在では、貴族批判の書、第三身分のステイタスの樹立の書とだけ見なされがちなこの政治パンフレットは、実際には、重農主義やアダム・スミスの研究者であり、ヴォルテール、ロック、ルソーの耽読者だったスィエスの理論的思想の沸騰を示す書物であり、とりわけ第5章では、密接に絡み合うかたちで、彼の国民論と憲法論の根本理論が提示されている。

本稿では、この第5章におけるスィエスの国民論と憲法論を検討する。

2 国民 nation

スィエスは国民を、「すべてに先行して存在」(4) し、「すべての源」(5) であり、「その意思はつねに適法であり、法律そのもの」(6) と定義している。最高度の位置づけと言える。

もっとも、国民より上位に自然法 droit naturel が位置する。国民と自然法の関係について、「国民は自然法によるだけで形成される」 $^{(7)}$ と彼は言う。

また、「国民となるために、何らかの実定法的なやり方 une manière d'être positive を待たねばならなかったとしたら、国民はけっして存在しえなかっただろう」(8) と言い、国民の成立が「実定法的な」ものによるのでないことを明記している。

自然法によって成立した国民は、「存在するということだけで、それがあり得るすべて」(®)である。そして、「国民の意思は、つねに適法であるためには、自らの事実性だけしか必要とせず、あらゆる適法性の源」(10)である、とスィエスは説く。

丸山真男は国民が国民として成立する精神的な方向性を条件として語ろうとしていたが、スィエスにおいては、そうした条件づけのなさが、逆に 過酷な条件となっていると言えるかもしれない。

「ある国民は、自分がそこの国民でなくなるとか、ある仕方でしかそこの国民とはならない、などと決めることはできない。なぜならば、あるあり方以外では国民は国民ではない、ということを意味してしまうだろうから」(11)。

こう語る彼にとってみれば、「ある仕方でしか」ありえない国民を想定するのは国民概念の重大な偏向であり、なんらかの階級や身分のみを国民と見なしたり、特定の思想傾向を帯びた者たちや党派だけを国民と見なすような差別行為と映るだろう。

国民の成立に憲法の介在が必要であるといった見解に対しては、彼はこのように批判する。

「憲法は統治体 gouvernement にしか関わらない。国民自身が、自分の代理受任者を拘束するための手続きや憲法に縛られると想定するのは、おかしなことであろう。国民となるために何らかの実定法的なあり方を待たねばならなかったとしたら、国民はけっして存在しえなかったであろう。国民は、自然法によるだけで形成される [(12)。

また、「自分の保持している権利を多く主張したり、少なく主張したり することは、国民の意思によ(ってでき)るものではない」⁽¹³⁾ とも述べて いるが、保持している権利の量はつねに一定であって、国民自身はその多 寡を変更できない、といった、興味深い含意が見られる。多くも要求せ ず、少なくすることも要求せずに、一定量の権利を保持し続ける義務があ る、といった条件が、スィエスの国民権利論には潜められてもいる。

国民の持つこうした権利については、彼は、論を進めるために第五章で準備した政治社会の三段階モデル(これについては3章以下で扱う)に依拠しながら、第一期において国民は「権利のすべてをすでに持って」(14) おり、第二期において「国民は自己の権利を行使」(15) し、第三期において「国民は、自己の権利のうち、共同体の保存とよき秩序に必要なものすべてを、自己の代表者に行使させる」(16) と述べている。

3 政治社会 société politique の三段階モデル

国民を「すべてに先行して存在」し、「すべての源」であるものとする スィエスの思考を観察する際には、国民概念についてのみは、他の概念の 支えなしに見ることが可能といえる。

しかし、彼の憲法概念などに観察を移す際には、彼が準備した政治社会 société politique の三段階モデルをいったん経由する必要が出てくる。社会のメカニズム mécanisme social を踏まえながら、成文憲法と代表制の

必要、多数の優位を合理的に主張するために設けられた思考モデルである。「正確で明瞭な記号体系を練り上げつつ、合理的な政治科学を創り出す野心に突き動かされた、コンデイヤック Condillac の弟子」ならではのものである⁽¹⁷⁾。

スィエスの思考は、形式的に類似した概念を並べつつ展開される傾向がある。政治社会の三段階モデルをそれぞれ形成するのは、次の三概念である。

- 1 volontés individuelles
- 2 volonté commune (volonté commune réelle)
- 3 volonté commune représentative

スィエスの思考言語であるフランス語で見たほうが明瞭なので、まず、 フランス語で提示した。

1は個人意思、2は共通意思(現実共通意思)、3は代表共通意思、と、とりあえずは訳せる。スィエスは、これらの三様の意思が主に働く政治的社会状態をモデル化し、これと国民概念を関連づけることで憲法概念を規定していく。

各時期について、スィエスの述べるところを確認しよう。

4 個人意思 volontés individuelles

第一期について、彼はこのように述べている。第1章で見た国民の定義が含まれている。

「第一期においては、かなりの数と見なしうるだけの人数の孤立した isolés 個人たち individus がいるものとし、彼らは結びつき se réunir を望んでいるものとしよう。この事実だけで、彼らはすでに国民を形成している。彼らは国民としてのあらゆる権利 droits を持っており、後はそれらを行使するだけのことである。この第一期の特徴となるのは、個々人の個人意思 volontés individuelles の働きである。これら個々人の個人意思からア

ソスィアスィヨン association (結合、連合、協力など)が生まれる。また、これら個々人の個人意思があらゆる権力 pouvoir の起源となる」⁽¹⁸⁾。

個々人が孤立している状態においてさえ、「彼らはすでに国民 nation を 形成している」というところに、スィエスの強調点はある。特別の方法や 配慮、努力によらずとも、個々人が「かなりの数」居りさえすれば、また、「彼らが結びつき se réunir を望んで」いれば、当然の与件としてす でに成立しているというのが、スィエス的国民概念である。すでに注目したように、非常に緩い概念構成といえるが、条件として、「かなりの数」の個人という複数性、その個人たちが孤立しているという非集団性、「彼らが結びつき se réunir を望んでいる」という集団形成への志向性が要求 されている。

この時期の特徴とされる「個々人の個人意思 volontés individuelles」の働きの「意思 volonté」の主要要素は、集団形成希求を方向性とする意思であり、集団形成への意思、あるいはアソスィアスィヨン association への意思というべきものである。

この第一期において、国民、権利、意思、権力などといった主要概念が 出揃っているが、「国民としてのあらゆる権利 droits」が最初から与件と して認められていることや、「個々人の個人意思があらゆる権力 pouvoir の起源となる」としていることは、特に注視しておくべきだろう。

5 共通意思 volonté commune (現実共通意思 volonté commune réelle)

第二期については、このように述べられる。

「第二期は、共通意思 volonté commune の働きによって特徴づけられる。社会への参加者たちは、彼らの結びつきに確かさを与えたいと望む。それによって、彼らは目的に達することを望む。そのため彼らは協議し、公共で必要とされることについて、また、それを供給する手段について、

合意形成を行う。権力は、ここでは、公衆に属しているものと見られる。依然として個々人たちの個人意思 volontés individuelles (複数形) が権力の起源であり、権力の本質的な諸要素をなしているが、これら複数の個人意思がばらばらに検討されるなら、彼らの権力は無であるということになろう。権力は集まりの中にしか存しないからである。共同体はひとつの共通意思を必要とし、意思の統一なしでは、意欲を持ち活動するひとつの全体を共同体が形成するには至らないだろう。この全体が、共通意思に属さないようないかなる権利も持たないというのも、また、確実なことである」(19)。

第一期の個人意思 volontés individuelles を受けて、新たに共通意思 volonté commune が提示されているが、これは個人意思が複数集まった ものである、ということが明瞭に示されている。この点が、曖昧さを呼び 込んでしまうルソーの一般意思 volonté générale と異なっている。スイエスは数で思考する思想家であり、「複数の個人意思がばらばらに検討されるなら、彼らの権力は無であるということになろう」とあるように、政治社会における個人が何者でもありえないことを直視することで、「集まり」や「全体」の優位、「意思の統一」の優位を認識している。これは19世紀以降の労働運動の基本を成す根本的思想線であり、ルソーから一般意思という質的意思論を引き継ぎながら、明確に数量化できる数的意思論としての共通意思論への転換を果たしたことで、政治学における近代を、ここでスイエスは創り出したと言える。

数的意思論に下支えされたかたちで、権力についても、第一期よりも踏 み込んだ説明がなされてもいる。

「個々人たちの個人意思 volontés individuelles (複数形) が権力の起源」とはいうものの、「集まりの中にしか存しない」のが権力であるとされ、複数性が権力を発生させる重要なファクターであるという認識が提示されている。もちろん、単なる複数性だけでは、第一期の「かなりの数の孤立した個人たち」がいるだけの状態と同じになってしまうので、「結びつき

を望んでいる」という同一志向性の発露を通した上で、「協議し、公共で必要とされることについて、また、それを供給する手段について、合意形成を行う」ことで「共通意思 volonté commune」が作られる時、権力が発生するとされる。集まり、「意思の統一」、全体の形成が権力の誕生をもたらすわけだが、これらを構成する複数の個人の人数は、数えようとすれば、どれほど多くても必ず明瞭な数として出てくる状態にある。

数量というものは、いったん考察の道具として採用されれば、必ず多寡が問題となってくる性質があり、多数性が優位さの印象を帯びさせがちになる。スィエスが数に固執するのは、明らかに、人数の少ない特権身分と人数の多い第三身分とを対比させた際に、印象操作において後者の優位を勝ち取ろうとしてのことであろう。

6 代表共通意思 volonté commune représentative

最後の第三期は、「社会への参加者があまりに多数となり、あまりに広範な地域に拡散した状態」⁽²⁰⁾となった時期で、参加者たちはすでに「共通意思 volonté commune を自身では容易に行使できなく」⁽²¹⁾なっている。ルソーの一般意思論が完全に適用不能となった時期といえる。

委任の段階、「代理により行われる統治の段階」⁽²²⁾ に入る、とスィエスは言う。「働いているのは、もはや現実共通意思 volonté commune réelle ではなく、代表共通意思 volonté commune représentative である」⁽²³⁾ 時期である。

スィエスは厳重な注記をふたつ施している。

- 「1 代表者団の意思は完全ではなく、無制限でもない。全国民共通の 意思の一部にすぎない。
- 2 受任者たちは、自己固有の権利としてこれを行使するのではない。 それは他者の権利であり、彼らの行使する共通意思は委任によるものにす ぎない」⁽²⁴⁾。

この注記は、第三期の代表共通意思概念を導く際の、スィエスによる理 論上の基本的な手続きから来る。

スィエスは、先ず、「社会への参加者たちが彼らの共通意思の中から、 公共の関心事を監視したり、必要なものをそれへ供給するために不可欠と なるものすべてを分離する | ⁽²⁵⁾ こととする。そして、「国民の意思のうち のこの部分、すなわち、国民の権力のうちのこの部分を、彼らのうちの誰 かに委ね、行使させる |(26)。

共通意思とそこに発生する権力内において、意思と権力の部分的切断、 分離が行われ、受任者へのそれらの委任がなされるのであって、共通意思 のすべてや権力のすべてが受任者へ委任されるわけではない。

この非常に微妙な部分が、スィエスによる代表共通意思概念において注 視されるべきところと言える。

受任者の独裁化を防ぎ、共同体が権利と権力を維持し続けるようにする ために、スィエスはさらにくどく、こう記している。内容的には前出の注 記と重なる。

- 「1 共同体は意思する権利をいささかも手放さない。これは譲渡不能 の所有物である。共同体ができるのは、行使を委ねることだけである。(…)
- 2 受任者たちの団体は、この行使を完全に行うことさえできない。 共同体は、自らの全権力のうち、よき秩序を維持するのに必要な部分し か、受任者に委ねられなかったからである。このような事柄においては、 余計なものは全く与えてはならない。
- 3 したがって、委任された権力の範囲を踏み越えることは、受任者 たちの団体の役割ではない。そうした権能は、その権能自体に矛盾するも のと理解される | ⁽²⁷⁾。

共同体の共通意思の受任者は、自らの意思は持たないわけで、共通意思 を行使するロボットのようなものにすぎないと言えよう。行使にあたって 便宜上受任者に与えられる権力は全幅の権力ではなく、「よき秩序を維持 するのに必要な部分しのみである。彼らが持つ権限は、委任された権限の

範囲に留まる。

受任した代表者が恣意的な行動を取らないよう、スィエスは厳しい理論 的な制約を課している。政治主体は受任者にはなく、あくまで共同体の共 通意思のほうにあるように設定しようとしている。

7 憲法 constitution

政治社会の三段階モデルの第三期、代表共通意思の働く段階について述べた後、スィエスは憲法論に入っていく⁽²⁸⁾。

スィエスの憲法定義は次のようなものである。

「ある目的のために団体 corps を創設し、期待される役割を果たさせようとする。この場合、ふさわしい組織 organisation、形式 formes や規則 lois を団体に与えないわけにはいかない。その団体の憲法 constitution と呼ばれるものは、これである。それなくしては、明らかに団体は存在しえない。それゆえ、委任による統治体 gouvernement も憲法を持たねばならない。これも明らかなことである」⁽²⁹⁾。

スィエスの憲法論において最も重要なポイントとなるのは、憲法と国民 との関係である。「国民はすべてに先行して存在する」という彼の認識は すでに見たが、このあたりの叙述をもう一度見ておこう。

「国民 nation はすべてに先行して存在しており、すべての源 origine de tout である。その意思 volonté はつねに適法 légale で、法律そのもの loi elle-même である。国民に先行し、その上位にあるのは、自然法 (自然権) droit naturel だけである。国民の意思からしか生まれてこないものである一連の実定的法律 lois positives について、正しい考えを我々のうちに形成しようと望むならば、まず第一に、我々は憲法の法律を見ることになる | (30)。

これを踏まえ、憲法について、彼はこのように述べる。

「国民は憲法に従属していないのみならず、従属し得ず、従属してはな

らない。同じことをくり返すが、国民は憲法に従属しないのだ。

国民は、憲法に従属しえない。いったい、誰から、国民は実定的形式を受け入れ得たものだろう。多数の個々人に向かって、『私はあなたがたをこれこれの法律の下に招集した。私が命ずる諸条件の下で、あなたがたは国民を形成するがよい』と言い得るような、国民に先立つ権威が存在するだろうか。我々がここで述べているのは、強奪行為や支配のことではない。正統な、すなわち、自発的で自由なアソスィアスィヨン(結びつき)のことである「⁽³¹⁾。

憲法を含めた実定的法律の優位を断じて認めまい、とするスィエスの見解は徹底している。彼はこのようにも言う。

「国民は、実定的形式の束縛を受けてはならない。そのようなことにな れば、自由を永久に失う危険に身をさらしかねない。というのも、憲法と いう口実の下で、人民が二度と自由に意思を表明できなくなり、専制の鎖 を振り解くこともできなくなるようなある形式の牛贄にされる事態は、暴 政にとっての一時の成功によってでさえ、十分に発生し得るであろうから である。地上の諸国民は、社会的つながりの外のもろもろの個人、あるい は、いわゆる自然状態の中の個人たちと同じように思い描かれねばならな い。彼らの意思の行使は、あらゆる社会的形式から自由で独立している。 自然秩序の中にしかいないのだから、彼らの意思が十全の影響力を発揮す るには、意思の自然な性質を保持していさえすればよい。どのような仕方 で望もうとも、国民が望みさえすれば十分である。どのような形式でもよ い。その意思はつねに最高の法律である。正統な社会というものを考えよ うとして、我々は、アソスィアスィヨンを形成する精神力を、純粋に自然 な個人意思において想定してきたのだから、どうして、同様に自然な共通 意思の中にも、同じ力を認めないでいられようか。国民はけっして自然状 態から出ないが、じつに多くの危険がある中では、自分の意思を表明し得 る手段が多すぎるということはない。反復を恐れずくり返し言おう。国民 は、いかなる形式からも独立している。そして、あらゆる実定法が国民の 前で停止するためには、いかなるしかたを望もうとも、国民の意思が表明されるだけで十分である。国民は、あらゆる実定法の源であり、最高の主人だからである」⁽³²⁾。

実定法ばかりか、憲法も、つねに暴政や専制の道具となり得る。ひとたび暴政や専制が起動した際に、ただちに憲法を無力化する装置を理論的に準備しておかなければならない、とスィエスは考えている。自然権の十全な行使を当然のこととして要求する「すべての源」である国民自体が、彼にとってはその装置となる。

こうした認識を基盤とするスィエスにとって、「憲法上の機関の間でひとたび紛争が生じた場合」 $^{(33)}$ や「立法権自身や、この最初の憲法に定められた期間の間に見解の一致を見ない場合」 $^{(34)}$ には、「誰が最終的な判断権を持つ」 $^{(35)}$ か。

スィエスによれば、そのような者は「つねにひとりは必要であり、さもなければ、無秩序が秩序にとって代わる | (36)。

このような場合、「憲法によって設けられた機関 corps constitué」 に頼ることはできない。「法的一体(法体) corps moral の一部ないし複数の構成機関は、ばらばらでは無にすぎない」 (38) し、「権力は全体にのみ属する」 (39) からである。「その一部分が異を唱える以上、もはや全体は存在しない | (40)。

全体が存在しなければ、「全体にのみ属する」(41)ものである権力は発生しない。「最終的な判断権」(42)も消滅する。これを避けるためには、「いかなる規範及びいかなる憲法上の形式からも独立した存在」(43)として、国民が設定されていなければならない。

スィエスは、ここで特別代表 représentants extraordinaires という概念を出してくる。

これはもちろん、人民の通常代表 représentants ordinaires に対置されるものである。通常代表は、憲法の下に、「共通意思のうち良好な社会運営の維持に必要な部分を、憲法の形式に従って行使する |(44)。 そうして、

「彼らの権限は、統治に関する事柄に限られる (45)。

特別代表の場合は国民の総会に代わるものであり、国民と同格なので、 憲法には拘束されない。さらに、「彼らは、実定的形式がすでに定められ た事項についてはなんら関係がな |(46) く、彼ら「代表者も、自然状態にお いて個人が望むのと同様に、望みさえすればよい [47]。 もちろん、国民意 思のすべてを表明する任務を彼らに負わせる必要はなく、稀な場合に限ら れるものではある。

さらに、スィエスは特別代表について、「人民の特別委任にもとづいて 行為していることがわかっていさえすれば [(48)、「どのように選出され、 集会し、審議し、決定を行おうとも、彼らの共同意思は、国民自身の意思 に等しい [(49) とも述べている。

では、この特別代表が、ふいに暴政や専制に傾き、「稀な場合に限られ る |(50) という条件を恣意的に破棄し、「人民の特別委任にもとづいて行為 していること [(51) を無視、ないし、否定した場合には、どうするのか。こ れについては、スィエスは語っていない。

憲法制定権力 pouvoir constituant 8

憲法を制定し得るのは誰か、ということについて、スィエスはひとつの 概念を創出することで、フランス革命以後の近代憲法学に共有財産を潰し た。

スィエスの思考においては、憲法を制定し得るのはもちろん国民でしか あり得ない。国民は「すべての源」であり、「すべてに先行して存在」し ており、「その意思はつねに適法 | であり、「法律そのもの | であって、自 然法以外のあらゆるものの上位に立つからである。

憲法を作るべく発動される国民の権力(プヴワール pouvoir)を、スィエ スは憲法制定権力、プヴワール・コンスティチュアン pouvoir constituant と呼んでいる。

これは、対置されるもうひとつの権力とともに、

プヴワール・コンスティチュアン pouvoir constituant プヴワール・コンスティチュエ pouvoir constitué

として、一対で理解される必要がある。

プヴワール・コンスティチュアン pouvoir constituant は憲法を制定する権力、プヴワール・コンスティチュエ pouvoir constitué は憲法によって構成・形成される権力である。

代表的な日本語訳では、前者は「憲法制定権力」⁽⁵²⁾、後者は「憲法により設けられた権力」⁽⁵³⁾とされている。

スィエスは、憲法の条文内容はふたつに分かれると言い、「ひとつは立 法権限を持つ団体の組織と役割を規定するもの」(54)、「もうひとつは、執 行権限を持つ様々な団体の組織と役割を定めるもの」(55)である。

そして、「これらは基本法と呼ばれるが、そう呼ばれるのは、これらが国民意思から独立できるからではなく、これらによって存在し活動する諸団体がこれらに手を出すことができないがためである。いずれの部分においても、憲法は、プヴワール・コンスティチュエ pouvoir constitué の制作物ではない。プヴワール・コンスティチュアン pouvoir constituant の制作物なのである | ⁽⁵⁶⁾。

委任されたことで発生する権力 pouvoir délégué は、委任 délégation そのものの条件を変更することができないので、憲法の法律は基本法となる、と彼は言う。

「憲法の第一の部分をなす諸法律は立法府を創設するもので、国民意思に基づいており、憲法のあらゆる部分に先行する。また、第二の部分も、同じように、特別の代表意思 volonté représentative spéciale によって作られていなければならない [67] とスィエスは書いている。

9 国民の脆弱性

自然法⊇国民⊃憲法という序列で思考するスィエスにとって、自然法と ほぼ等号で結ばれ、自然法の権化といえる国民が、政治社会において最も 優位に立つのは明白であるし、国民が憲法よりもつねに上位に立ち、憲法 に拘束されることがない、とするのは当然のことといえる。

しかし、集合的概念である国民は、その集合性に瑕疵が生じた場合、たちまち国民でなくなり、いかに結びつきが望まれていようとも、「孤立した個人たち」に戻ってしまう。

スィエスは、憲法下の政治制度に破綻が生じる際、「法的一体(法体) corps moral の一部ないし複数の構成機関は、ばらばらでは無にすぎない」と語っており、さらに、「権力は全体にのみ属する」ものであるため、「その一部分が異を唱える以上、もはや全体は存在しない」と語っていた。

憲法以上の集合性と全体性を絶対条件として成立するものとされる国民は、憲法に起こり得るこうした事態以上の危機に絶えず晒される脆弱性を備えていると考えるべきだが、スィエスはこの点について十分に語ってはいない。

『第三身分とは何か Qu'est-ce que le tiers-état?』の第5章は、スィエスが、特権身分である貴族階級攻撃のために、第三身分=国民、貴族階級=非国民という主張を強行に打ち立てる必要に駆られていた時期なので、彼の思考の中では、国民という概念への加重が増していた。そのため、破綻ぎりぎりのところまで国民概念を膨脹させた可能性がある。

とはいえ、彼がこれほどまで国民概念を酷使し、憲法を徹底的に国民の下位概念と位置付け、国民とイコールであるとする特別代表も構想したことによって、民主主義ばかりか、ナポレオン独裁やファシズムやナチズムにも道を開き得る、政治社会における強力で危険な概念装置を現実的に使用可能なかたちで提示したことの意味は大きい。

シャトーブリアン Chateaubriand は1797年の『革命詩論 Essai sur les révolutions』の中で、スィエスのことを民主主義の愛好者 amateur de la démocratie と呼びつつも、古代ギリシアの例を使いながら、スィエスが 400人会 $^{(58)}$ のひとりになるのに同意した後にその権威を覆し、その後、アテネの降伏の後にふたたび30人暴政 $^{(59)}$ のひとりに選ばれた、と比喩的に述べているが $^{(60)}$ 、これは、フランス革命の進行中の時点にあって、はやくもスィエス的思考の本質を見抜いていたと言えるかもしれない。

注

- (1) エマニュエル=ジョゼフ・スィエス Emmanuel-Joseph Sieyès は、日本語では、シェイエスとも、シェースとも、シィエスとも呼ばれてきているが、2011年発行の岩波文庫『第三身分とは何か』ではシィエスと記されている。これは、同時代の革命家カミーユ・デムーラン Camille Desmoulinsの書簡に「Syess」と発音すると記されていることや、現代の専門家の間で「Si-ès」と発音されるため、と解説に書かれている。本稿では、これに従いつつ「シィエス」に近い読み方を採ったが、「Syess」「Si-ès」ともに、「シ」ではなく「スィ」に近い音で発音されることから始まる語なので、「スィエス」と表記した。
- (2) 『丸山真男セレクション』(杉田敦編、平凡社ライブラリー、2010)、pp. 9-10。
- (3) Sieyès, *Qu'est-ce que le tiers-état*?, Flammarion, «Champs classiques», 1988, P. 123。引用部分の訳は拙訳によるが、スィエスの思考をより明瞭にするため、日本語としてはあえてぎこちなく訳出した部分が多い。岩波文庫版の邦訳『第三身分とは何か』(稲本・伊藤・川出・松本訳、2011) は随時参考にさせていただいた。
- (4) Ibid., p. 127.
- (5) Ibid., p. 127.
- (6) Ibid., p. 127.
- (7) Ibid., p. 129.
- (8) Ibid., p. 129.
- (9) Ibid., p. 129.
- (10) Ibid., p. 130.
- (11) Ibid., p. 141.

- (12) Ibid., p. 129.
- (13) Ibid., p. 129.
- (14) Ibid., p. 129.
- (15) Ibid., pp. 129-130.
- (16) Ibid., p. 130.
- (17) Keith Michael Baker, Sieyès, in Dictionnaire Critique de la Révolution Française « Acteurs », par François Furet + Mona Ozouf et colaborateurs, Flammarion, 1992, p. 296.
- (18) Ibid., p. 123.
- (19) Ibid., pp. 123-124.
- (20) Ibid., p. 124.
- (21) Ibid., p. 124.
- (22) Ibid., p. 124.
- (23) Ibid., p. 125.
- (24) Ibid., p. 125.
- (25) Ibid., p. 124.
- (26) Ibid., p. 124.
- (27) Ibid., pp. 124-125.
- (28) 憲法を意味するフランス語 constitution については、少し注意しておかなければならない。この語は、成文化された法的意味としてのいわゆる「憲法」以外にも、政体、国制、国家構造から、構造、構成、組成などまでの普通概念も意味する。同じ文脈内でも異なった意味で頻繁に使われるため、「憲法」として読めそうに見えても、「国制」や「構造」として読むべき場合もあり、注意を要する。スィエスの用いる constitution も、まさに憲法を語っている箇所においてさえ、「構造」程度に読んでおいたほうがよい場合がある。
- (29) Op. cit., p. 126.
- (30) Ibid., p. 127.
- (31) Ibid., p. 130.
- (32) Ibid., p. 132.
- (33) Ibid., p. 133.
- (34) Ibid., p. 133.
- (35) Ibid., p. 133.
- (36) Ibid., p. 133.
- (37) Ibid., p. 133.

- (38) Ibid., p. 133.
- (39) Ibid., p. 133.
- (40) Ibid., p. 133.
- (41) Ibid., p. 133.
- (42) Ibid., p. 133.
- (43) Ibid., p. 134.
- (44) Ibid., p. 135.
- (45) Ibid., p. 135.
- (46) Ibid., p. 136.
- (47) Ibid., p. 136.
- (48) Ibid., p. 136.
- (49) Ibid., p. 136.
- (50) Ibid., p. 135.
- (51) Ibid., p. 136.
- 52) 『第三身分とは何か』(稲本・伊藤・川出・松本訳、岩波文庫、2011)、p. 106。
- (53) 同書、p. 106。
- (54) Op. cit., p. 128.
- (55) Ibid., p. 128.
- (56) Ibid., p. 128.
- (57) Ibid., p. 128.
- (58) 紀元前594年、アテナイでソロンの政治改革により設置された400人評議会。4部族の上位3階級から100人ずつを選出した。農民階級も400人評議会の議員になることができた。
- (59) 紀元前404年、アテナイの降服後、スパルタがアテナイに作った寡頭政権。
- (60) Chateaubriand, Essai sur les révolutions in Essai sur les révolutions Génie du christianisme, Gallimard, Bibliothèque de la pléiade, 1978, P. 280.